

### ●傍聴の受付

役場 4 階の議会事務局前で「傍聴人受付簿」に住所・氏名を記入し傍聴席にお入りください。

### ●傍聴のきまり

傍聴を希望される方は、下記の事項を必ず守ってください。

1. 傍聴席では会議の妨げにならないよう、お静かにしてください。  
会議の言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
2. 携帯電話は必ずマナーモードにするか、電源を切ってください。
3. 危険なものを持ち込まないでください。
4. 張り紙、ビラ、掲示板、プラカードなどを持ち込まないでください。
5. 笛、太鼓、ラッパなど楽器を持ち込まないでください。
6. その他会議の妨害となるものを持ち込まないでください。
7. 飲酒されている人は、入場しないでください。
8. 飲食又は喫煙をしないでください。
9. 議長の許可なしに、カメラ・録画・録音機材等は使用しないでください。
10. 議長が秘密会の宣告をしたとき、会議が終了したときは職員の指示に従い速やかに退場してください。
11. その他係員の指示に従ってください。